

東北公益文科大学の新型コロナウイルス感染症の感染者情報等の公表基準

厚生労働省が令和2年2月27日に発出した「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」（新型コロナウイルスを含め一類感染症以外の感染症に関わる情報公開についても基本方針を参考にして対応に努める旨の通知）に準じ、本学の公表基準を定める。

〔公表基準〕

本学関係者(学生・大学院生・教員・職員・委託業者等)の感染が判明し、当該感染者が感染の発覚から2日間に遡って本学の施設へ入構していた場合、下記について本学ホームページに掲載し公表する。

(公表内容)

- ・関係者の種別(学生・教員・職員等)
- ・確認日
- ・施設に最後に入構した日
- ・施設関連の対応(消毒の必要性や・立ち入り制限の有無など)
- ・授業関連情報

※ なお、感染者の状況や行政等との協議などにより、上記公表内容について変更する場合がある。